

第1回嬉野市議会定例会議案

平成26年3月3日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
3	平成26年3月3日	専決処分（第3号）の報告について	1

議案番号	提出年月日	議案名	頁
4	平成26年3月3日	嬉野市男女共同参画を推進する条例について	3
5	〃	嬉野市教育環境支援基金条例について	10
6	〃	嬉野市いじめ防止対策委員会条例について	12
7	〃	嬉野市社会文化会館条例について	15
8	〃	嬉野市障がい福祉計画策定委員会条例について	21
9	〃	嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例の一部を改正する条例について	24
10	〃	嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について	26
11	〃	嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	29
12	〃	嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について	32
13	〃	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	33
14	〃	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	36
15	〃	嬉野市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について	38
16	〃	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について	40
17	〃	嬉野市男女共同参画推進協議会条例を廃止する条例について	42
18	〃	嬉野市総合計画後期基本計画について	別冊
19	〃	建設工事請負変更契約の締結について	44
20	〃	平成25年度嬉野市水道事業会計資本金の額の減少について	45

議案番号	提出年月日	議案名	頁
21	平成26年3月3日	平成25年度嬉野市一般会計補正予算(第7号)	別冊
22	〃	平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	〃
23	〃	平成25年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃
24	〃	平成25年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)	〃
25	〃	平成25年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
26	〃	平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
27	〃	平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第4号)	〃
28	〃	平成25年度嬉野市水道事業会計補正予算(第3号)	〃
29	〃	平成26年度嬉野市一般会計予算	〃
30	〃	平成26年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
31	〃	平成26年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
32	〃	平成26年度嬉野市農業集落排水特別会計予算	〃
33	〃	平成26年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算	〃
34	〃	平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算	〃
35	〃	平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算	〃
36	〃	平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算	〃
37	〃	平成26年度嬉野市水道事業会計予算	〃

報告第3号

専決処分（第3号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分第3号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年2月7日

嬉野市長 谷口 太一郎

1 事故の内容

公用車（消防車両）による物損事故

2 事故発生年月日

平成25年12月31日 午前1時30分頃

3 事故発生場所

嬉野市塩田町大字馬場下乙405番地1

4 損害賠償額

金130,000円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方

[REDACTED]

議案第4号

嬉野市男女共同参画を推進する条例について

嬉野市男女共同参画を推進する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、嬉野市男女共同参画を推進する条例を制定する必要がある。

嬉野市男女共同参画を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等（第9条・第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第18条）

第4章 男女共同参画に関する意見及び相談の申出（第19条）

第5章 嬉野市男女共同参画審議会（第20条・第21条）

附則

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会の動きと連動しつつ進められており、さらに、国においては男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が平成11年6月に制定された。

本市においては、平成18年7月に嬉野市男女共同参画審議会を設置し男女共同参画社会の実現を目指して、基本計画の策定を行い、様々な施策を展開してきた。

しかし、男女の役割を性別によって固定的に捉える役割分担意識が今なお根強く残っており、これらの要因を解消し、男女を問わず一人一人にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることが重要である。

このような認識に立ち、男女がともに自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、嬉野市（以下「市」という。）における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自からの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 自治組織等 市内において地縁に基づいて形成された団体及び地域社会の維持や形成に資する活動を行う団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶者を含む。）、恋人等親密な関係にある者に対してふるわれる身体的、精神的、性的、経済的又は言語による暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保すること。
- (2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行について改めていくこと。
- (3) 男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな分野の政策及び方針の立案及び決定の場に参画できるようにすること。
- (4) 男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家族構成員としての役割

と職場、地域、学校等の社会生活における活動が両立できるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進に関する取組が、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を定め、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体、市民及び事業者等との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画社会の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業や活動を行うに当たって、基本理念に基づき、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治組織等の責務)

第7条 自治組織等は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を有する存在であることから、地域活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画の推進に重要な役割を果たすことから、その教育を行う過程において、基本理念に基づき、教育を行うよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する

よう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等

(人権侵害行為の禁止)

第9条 全ての人、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第10条 全ての人、公表する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権侵害に結びつく表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更するときは、嬉野市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、市民及び事業者等の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 市長は、毎年、基本計画の実施状況等について点検し、審議会に報告しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、施策を策定及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための取組)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動に努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(市民への支援)

第15条 市は、市民が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、市民との協働に努めるとともに、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女が共に家庭生活における活動と仕事、地域生活、個人の自己啓発活動等を両立させるため、必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

第16条 市は、事業者に対し、その事業活動において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、家族経営的な農林水産業、商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、正當に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な支援を行うものとする。

(自治組織等への支援)

第17条 市は、自治組織等に対し、男女共同参画の推進を図るための必要な支援を行うものとする。

(教育に携わる者への支援)

第18条 市は、教育に携わる者に対し、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女平等意識の醸成及び男女共同参画の推進が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

第4章 男女共同参画に関する意見及び相談の申出

(意見及び相談への対応)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から意見の申出を受けた場合には、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、嬉野市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害、行為等に関し、市民及び事業者等から相談の申出があった場合

には、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 嬉野市男女共同参画審議会

(設置)

第20条 男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、嬉野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 前条第1項に規定する意見に関する事項
- (3) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項

3 審議会は、必要があると認めるときは、嬉野市男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦を受けた者
- (2) 男女共同参画に関し識見を有する者
- (3) 公募による者

3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定めている嬉野市男女共同参画基本計画は、第11条の規定により定めた基本計画とみなす。

議案第5号

嬉野市教育環境支援基金条例について

嬉野市教育環境支援基金条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、
条例を制定する必要がある。

嬉野市教育環境支援基金条例

(設置)

第1条 嬉野市内小中学校児童生徒の教育環境の整備推進により、学力向上を図るため、嬉野市教育環境支援基金条例（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

嬉野市いじめ防止対策委員会条例について

嬉野市いじめ防止対策委員会条例を別紙のように制定する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市いじめ防止対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条の規定に基づき、嬉野市立学校にいじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

- (1) いじめ防止対策に関すること。
- (2) いじめの調査、解消及び再発防止等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成し、当該学校の教職員以外の委員（以下「外部委員」という。）は、教育委員会が委嘱する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（副校長を置かない学校にあつては、教頭）
- (3) 生徒指導主事
- (4) スクールカウンセラー
- (5) PTA役員
- (6) 学校運営協議会委員
- (7) その他教育委員会が必要と認める外部委員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密事項に関し、これを漏らし

てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じて委員の招集を行う。

2 会議は、非公開とする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、当該学校に置く。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第7号

嬉野市社会文化会館条例について

嬉野市社会文化会館条例を別紙のように制定する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太郎

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市社会文化会館条例

(設置)

第1条 市民の文化及び教養の向上並びに健康の増進並びに観光及び産業の発展に寄与するため、嬉野市社会文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 嬉野市社会文化会館

位置 嬉野市塩田町大字五町田甲628番地

(利用の許可)

第3条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、会館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可について、条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 会館の建物又は附属施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(目的外利用等の禁止)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用許可の条件を変更し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理運営上支障があるとき。

2 前項の措置により、利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを

負わない。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合は、利用後に納付することができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第8条 利用者が会館に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第9条 利用者は、会館の利用を終了したときは、直ちに会館の施設を原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定による利用許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により、会館の施設又は備付物件を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会館への入場を拒み、又は会館からの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかけるおそれのある物品又は動物類を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理運営上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

第12条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」とい

う。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条、第4条及び第6条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前にされた第3条第1項の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 4 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前にされた第3条第1項の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 指定管理者の指定の手続については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成18年嬉野市条例第63号)の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会館の利用に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理運営に関して市長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第7条の規定にかかわらず、第12条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、利用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とする。
- 3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条、第15条関係）

1 社会文化会館使用料金

区 分		使用料（1時間当り）	利用時間
文化ホール	文化・体育のための利用	2,000円	午前7時から 午後10時まで
	その他の利用	6,000円	
控室（楽屋）	文化・体育のための利用	文化ホール使用料に 含む	
	その他の利用		
メインアリーナ	文化・体育のための利用	800円	
	その他の利用	2,400円	
サブアリーナ	文化・体育のための利用	300円	
	その他の利用	900円	
リハーサル室	文化・体育のための利用	300円	
	その他の利用	900円	
会議室	文化・体育のための利用	200円	
	その他の利用		

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定にあたって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「市外居住者」という。）が、本館を占有利用する場合は、この表に定める使用料の3割増の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
 - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
 - (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊する者
- 4 利用者が本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に20割の額を加算する。
- 5 利用者が、その他の利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的とする場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあつては、30割）の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。
- 7 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生（高校生以下）が施設を利用する場合は、この表に定める使用料の5割の額（その額に10円未満の端数が生

じたときは、これを切り捨てた額) とする。

8 利用者がメインアリーナを利用する場合であって、コートを半面利用する場合は、この表による使用料の5割の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

9 利用者が特別の設備を設置して利用する場合、その設備に係る経費(光熱水費を含む)は利用者が負担するものとする。

2 附属設備使用料

区 分		使 用 料	
文化ホール	放送設備(一式)	1回当り	1,000円
	舞台照明設備(一式)	1時間当り	500円
メインアリーナ	放送設備(一式)	1回当り	1,000円
共 通	プロジェクタ	1回当り	1,000円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定にあたって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は利用者の負担とする。

3 冷暖房使用料

区 分	使用料(1時間当り)
文化ホール	1,500円
控室(楽屋)・会議室	100円
メインアリーナ	3,000円
サブアリーナ	300円
リハーサル室	100円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定にあたって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

議案第8号

嬉野市障がい福祉計画策定委員会条例について

嬉野市障がい福祉計画策定委員会条例を別紙のように制定する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市障がい福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づき、嬉野市障がい福祉計画を策定するため、嬉野市障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議をし、速やかに市長に提言を行うものとする。

(1) 障がい福祉計画の策定に関すること。

ア 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関すること。

イ 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること。

(2) 障がい福祉計画の策定に係る障がい者の状況の調査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 障がい者福祉関係団体に所属する者

(2) 地域で障がい者支援をする団体に所属する者

(3) 障がい者福祉関連の業務に従事する者

(4) 識見を有する者

(5) 障がい者福祉に関係する行政機関の職員

(6) 部長の職にある市職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は必要があると認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第9号

嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例の一部を改正する条例
について

嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例（平成25年嬉野市条例第17号）
の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）の施行
に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例の一部を改正する条例

嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例（平成25年嬉野市条例第17号）

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

嬉野市避難行動支援者連絡会議条例

第1条中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に、「避難支援プラン」を「災害時避難支援プラン」に、「嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議」を「嬉野市避難行動支援者連絡会議」に改める。

第2条第1号中「避難支援プラン」を「災害時避難支援プラン」に改める。

第3条第2項第1号中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 医療機関関係者

第3条第2項に次の1号を加える。

(7) その他市長が必要と認める者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第10号

嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について

嬉野市定住促進条例（平成20年嬉野市条例第19号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市定住促進条例の効力を延長するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例

嬉野市定住促進条例（平成20年嬉野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、同条第3項を第2項とする。

第4条第1項中「別表」を「交付基準日が平成26年3月31日以前にあっては別表第1、平成26年4月1日以降にあっては別表第2」に改める。

附則第2項中「平成26年3月31日限り」を「平成29年3月31日限り」に改め、同項ただし書中「第5条」を「第6条」に改める。

別表転入奨励金の部同居する子を3人以上有する場合、3人以上の子（申請者が扶養する子）1人につきの項中「100,000円」を「50,000円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

区分	交付要件	金額	
転入奨励金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のものとし、当該住宅等の用地の登記地目が宅地であるものとする。	住宅等1戸につき	300,000円
		世帯員1人につき	100,000円
		同居する中学生以下の子、1人につき	100,000円
		同居する高校生の子、1人につき	50,000円
		新築住宅で、工事費のうち7割以上を市内業者が施工した場合	700,000円
		新築住宅で、工事費のうち3割以上7割未満を市内業者が施工した場合	300,000円
		嬉野市が行う区画整理事業地内の保留地を購入し住宅を新築した場合	500,000円
	企業誘致により県内又は隣接県に	200,000円	

		進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員1人につき	
持ち家	奨励金の対象となる住宅等	住宅等1戸につき	300,000円
奨励金	は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のものとし、当該住宅等の用地の登記地目が宅地であるものとする。	新築住宅で、工事費のうち7割以上を市内業者が施工した場合	700,000円
		新築住宅で、工事費のうち3割以上7割未満を市内業者が施工した場合	300,000円
		嬉野市が行う区画整理事業地内の保留地を購入し住宅を新築した場合	500,000円
		企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員1人につき	200,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 国家公務員の給与改定に準じ、55歳を超える職員の昇給制度を見直すとともに、災害派遣手当等を支給するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「により職員」の次に「（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 55歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号級数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第15条の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当等）

第15条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で住居又は居所を離れて本市の区域内に滞在するものに対して支給する。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する職員で住居又は居所を離れて本市の区域内に滞在するものに対して支給する。

3 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員で住居又は居所を離れて本市の区域内に滞在するものに対して支給する。

4 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額及び支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第15条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案第12号

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について

嬉野市特別会計条例（平成18年嬉野市条例第50号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計を設置するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例

嬉野市特別会計条例（平成18年嬉野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

- (5) 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計
嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第13号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 国民健康保険税の税率を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年条例第161号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の9.1」を「100分の10.5」に改める。

第5条中「22,700円」を「26,100円」に改める。

第5条の2第1号中「36,600円」を「38,600円」に改め、同条第2号中「18,300円」を「19,300円」に改め、同条第3号中「27,450円」を「28,950円」に改める。

第6条中「100分の2.3」を「100分の2.4」に改める。

第7条の2第1号中「5,600円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「2,800円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「4,200円」を「6,150円」に改める。

第8条中「100分の2.1」を「100分の2.5」に改める。

第9条中「8,500円」を「9,400円」に改める。

第23条第1号ア中「15,890円」を「18,270円」に改め、同号イ（ア）中「25,620円」を「27,020円」に改め、同号イ（イ）中「12,810円」を「13,510円」に改め、同号イ（ウ）中「19,215円」を「20,265円」に改め、同号エ（ア）中「3,920円」を「5,740円」に改め、同号エ（イ）中「1,960円」を「2,870円」に改め、同号エ（ウ）中「2,940円」を「4,305円」に改め、同号オ中「5,950円」を「6,580円」に改め、同条第2号ア中「11,350円」を「13,050円」に改め、同号イ（ア）中「18,300円」を「19,300円」に改め、同号イ（イ）中「9,150円」を「9,650円」に改め、同号イ（ウ）中「13,725円」を「14,475円」に改め、同号エ（ア）中「2,800円」を「4,100円」に改め、同号エ（イ）中「1,400円」を「2,050円」に改め、同号エ（ウ）中「2,100円」を「3,075円」に改め、同号オ中「4,250円」を「4,700円」に改め、同条第3号ア中「4,540円」を「5,220円」に改め、同号イ（ア）中「7,3

20円」を「7,720円」に改め、同号イ（イ）中「3,660円」を「3,860円」に改め、同号イ（ウ）中「5,490円」を「5,790円」に改め、同号エ（ア）中「1,120円」を「1,640円」に改め、同号エ（イ）中「560円」を「820円」に改め、同号エ（ウ）中「840円」を「1,230円」に改め、同号オ中「1,700円」を「1,880円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第14号

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 住民サービスの向上を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項から12の項までの規定中「1枚」を「1件」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第15号

嬉野市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

嬉野市社会教育委員設置条例（平成18年嬉野市条例第84号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 文部科学省令の一部を改正する省令の施行により、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

嬉野市社会教育委員設置条例（平成18年嬉野市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第15条第2項の規定により」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第16号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口太郎

理由 轟の滝公園球場に冷暖房設備を設けたので、その使用料を定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の（1）の表に次のように加える。

冷暖房設備	1室1時間当たり	100円
-------	----------	------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第17号

嬉野市男女共同参画推進協議会条例を廃止する条例について

嬉野市男女共同参画推進協議会条例（平成25年嬉野市条例第20号）を廃止する。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市男女共同参画を推進する条例の制定に伴い、条例を廃止する必要がある。

嬉野市男女共同参画推進協議会条例を廃止する条例

嬉野市男女共同参画推進協議会条例（平成25年嬉野市条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第19号

建設工事請負変更契約の締結について

平成24年第4回嬉野市議会定例会において議決を経た嬉野市社会文化会館建設主体工事請負契約の一部を、下記のとおり変更したいので議会の議決を求める。

記

契約金額の項中「994,350,000円」を「1,091,334,000円」に改める。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 工事の一部変更により契約金額を変更する必要がある。

議案第20号

平成25年度嬉野市水道事業会計資本金の額の減少について

平成25年度嬉野市水道事業会計自己資本金4,437,833,457円のうち370,748,069円を減少し、資本剰余金に振り替える。

平成26年3月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 平成25年度嬉野市水道事業会計自己資本金の額を減少することについて、地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき、議会の議決が必要である。